### 関島社会保険労務士事務所便り

2016年8月号

関島社会保険労務士事務所 (墨田葛飾地区中小企業者組合) 社会保険労務士・行政書士 関島康郎 〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12 電話:03-3609-7668 HP: http://www.srseki.info



ハイビスカス)

## 「介護休業」取得の判断基準 緩和へ

#### ◆企業も労働者も悩む「仕事と介護の両立」

介護休業制度は、家族を介護している労働者が最長 93 日間取得することができ、その間、介護休業給付として休業前賃金の40%相当額を受け取ることができます。要件を満たす非正規労働者も取得できますが、取得割合は約 16%にとどまり、年間約 10 万人が「介護離職」をしていると言われ、制度が十分に機能していないという問題があります。

#### ◆介護休業制度をめぐる法改正

介護離職者には企業の中核を担う 40~50 歳代の人も多いことから、制度を活用しやすくするための改正案が今年の通常国会で成立し、来年1月1日から施行されることとなりました。

主な改正点は、(1)最大3分割で取得可能(上限93日間)、(2)祖父母や兄弟姉妹のための介護休業の同居要件廃止、

(3) 介護休業給付金の支給率を 67%に アップです。

#### ◆基準の緩和でより取得しやすく

上記改正法の施行に合わせて、厚生労働 省は、介護休業の取得基準を緩和する方針 を決めました。現行基準は特別養護老人ホームへの入所が必要かどうか(要介護 2~3程度)が目安となっていましたが、介護認定と連携していないためわかりにくいという声もあり、介護休業の利用低迷の一因ともなっていました。

新基準では、要介護2以上なら休業を取得できることが明記され、要介護1以下でも、見守りの必要度に応じて休業が取得できるようになります。

#### ◆就業規則等の整備が必要

上記の通り、介護休業制度については来年1月1日から施行される改正法の影響もあり、企業は就業規則や育児・介護休業規程の見直しが必要となります。

また、取得基準の緩和により、取得の可 否に関する相談や取得希望者が増えるこ とが予想されますので、情報提供や相談対 応ができるようにしておく必要がありま す。

2016年中の対応が求められる事項ですので、漏れのない準備を進めましょう。



## 遺族厚生年金の仕組み3

#### 働き盛りの夫が亡くなったときの遺族年金額

夫42歳 妻39歳 子二人(18歳未満のとき) 亡くなった夫の年金歴

平成1	5.4.1 死亡
	<b>Y</b>
厚生年金66月	厚生年金 144月
平均報酬月額 30万円	平均報酬額 40万円

	子が2人のとき	子が1人のとき	子が18歳以上
遺族厚生年金	489,400円	489,400円	489,400円
遺族基礎年金	1,229,100円	1,004,600円	
中高年寡婦加算			585,100円
合計	1,718,500円	1,494,000円	1,074,500円

- ① 子が18歳になるまでは、遺族基礎年金が支給されます。
- ②遺族基礎年金が支給されている間は、中高年寡婦加算は支給されません。
- ③ 中高年寡婦加算は、妻が65歳になるまで支給されます。
- ④ 妻が65歳になると、中高年寡婦加算は経過的寡婦加算に変わります。

#### 65歳以降の妻に支給される 経過的寡婦加算とは

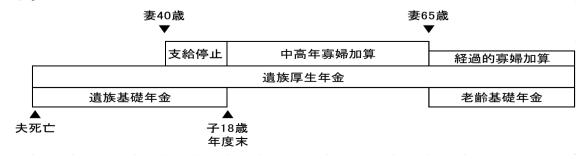
65 歳前の遺族厚生年金の受給者に加算される中高年寡婦加算(585,100円)は、妻が65 歳になると「経過的寡婦加算」に変わります。経過的寡婦加算は若い人ほど支給額が低くなります。そして昭和31年4月2日以降に生まれた妻には支給されなくなります。

昭和31年4月2日以降に生まれた妻と言えば30年以上の老齢基礎年金を受給できる人です。この人たちに経過的寡婦加算を支給しない理由は、「65歳から30年以上の老齢基礎年金を受給できるから」ということです。

経過的寡婦加算は生年月日により逓減 s31.4.2以降生まれの妻には支給されない

妻の生年月日	加算額		
昭和2.4.1以前	585,100		
:	•		
昭和5.4.2 ~ 昭和6.4.1	477,500		
:	:		
昭和10.4.2 ~ 昭和11.4.1	378,600		
:	:		
昭和15.4.2 ~ 昭和16.4.1	305,100		
:	•		
昭和20.4.2 ~ 昭和21.4.1	214,600		
:	•		
昭和25.4.2 ~ 昭和26.4.1	117,000		
:	:		
昭和30.4.2 ~ 昭和31.4.1	19,500		
/4年度に訴求 引載も1年は必吸)			

(1年毎に逓減、記載ない年は省略)



## 残業80時間超え事業所 立ち入り調査へ

#### ◆「残業80時間」で立入り調査の対象に

厚生労働省は、労働基準監督官による立入り調査について、1カ月の残業時間の基準の引下げ(100 時間 $\rightarrow 80$  時間)を検討していることを明らかにし、新聞でも大きく報じられました。

長時間労働に歯止めをかけるため指導を 強化し、子育て中の女性や高齢者が働きや すい環境を整えることがねらいで、これら の対象者は300万人(2.7倍)に拡大するこ とが予想されています。

なお、法改正による規制強化などは見送 る方向のようです。

#### ◆「過重労働撲滅対策班=かとく」を設置

また、厚生労働省は違法な長時間労働に 対する監督指導を強化するため、4月1日に 全国の労働局との調整を行う「過重労働撲 滅特別対策班」(かとく)を省内に設けました。

さらに、「過重労働特別監督監理官」を全 国 47 の労働局に1人ずつ配置し、態勢を強 化しています。

同省は、労働基準監督官が不足している ことから「悪質性、違法性の高い所を優先 して監督指導を行う」方針のようです。

#### ◆長時間労働事業場に対する監督指導結果

平成27年4月から12月までに8,530事業場に対して実施した、長時間労働が疑われる事業場(月100時間超の残業が疑われるもしくは過労死に関する労災請求があった事業場)に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果が取りまとめられ、この結果、監督指導を行った8,530事業場のうち、半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働が確認されたため、是正・改善に向けた指導が行われました。

なお、このうち実際に月 100 時間を超え る残業が認められた事業場は、2,860 事業場 (59.7%) でした。

#### ◆長時間労働のない職場づくりへ

近年、職場では過労死防止や女性の活躍 推進に向けた長時間労働の是正、そして柔 軟な働き方が求められていますが、小売業 など人手不足から長時間労働が常態化して いる業種は深刻な悩みとなっています。

また、上記のように1カ月の残業時間の 基準の引下げが行われることによって、よ り一層注意して労働時間を適正に管理して いかなければならなくなります

企業にとっては今後も引き続き、長時間 労働を減らすための体制作りや規定の見直 しが必須と言えるでしょう。

#### ◆監督指導事例から見る特徴

厚生労働省は、典型的な指導例を発表しています。

#### 指導例 某卸売業

始業・終業時刻を全く把握しないまま、 36協定の締結・届出をせず、複数の労働者 に月約100時間の違法な時間外労働を行わ せるとともに、割増賃金を全く支払ってい なかった事業場に対し指導を実施。

上記以外の同一の企業に属する他の複数 の事業場においても、始業・終業時刻を全 く把握していないなど、同様の法違反の問 題が生じているおそれがあると認められた ことから、全社的な指導を実施。

このことから事業主には以下のことを早 急に対処することが求められています。

- ①始業・終業時刻の把握
- ②36協定の届出
- ③長時間労働の削減
- ④割増賃金の支払い
- ⑤全事業所への徹底

# topic s

# トピックス

#### ●最低賃金が過去最大の 24 円引上げへ

中央最低賃金審議会は厚生労働大臣に対し、2016年度の最低賃金(全国平均時給)の目安について、全国平均で24円引き上げて822円とする答申を行った。引上げ幅は時給ベースとなった2002年度以降で最大。引上げを踏まえ、厚生労働省では業務改善助成金・キャリアアップ助成金を拡充し、中小企業の賃上げ支援策を強化する方針を示している。(7月28日)

#### ●正社員との手当格差一部違法 高裁判断

正社員と同じ業務内容であるにもかかわらず手当に格差があるのは、有期契約を理由とする不合理な労働条件を禁じる労働契約法 20条に反し違法だとして、契約社員の男性が是正を求めていた訴訟で、大阪高裁は、正社員のみに限定した一部手当の支給を違法と判断した。判決は、各手当について転勤の有無など「立場に関わるか」に基づき判断すべきと指摘。一部手当について雇用期間を理由に正社員のみに支給することは不合理であるとした。(7月 26 日)

#### ●無年金者救済策「2017年度中に実施」

政府は、年金受給資格を得られる加入期間を 10年に短縮する無年金者救済策について、

「2017年度中に確実に実施できるよう法案を 提出する」ことを明記した経済対策案を与党に 示した。今秋の臨時国会での関連法案の提出を 目指す。必要な予算額は、年間約650億円(約64万人分)となる見込み。(7月26日)

#### ●2017 年度から雇用保険料引下げ

政府は、経済対策の一環として、雇用保険料率を2017年度から数年間にわたり引き下げることを決めた。企業側の負担を軽減することにより最低賃金の引上げに向けた環境を整えるためのもので、引下げ幅は年末までに詰める。

併せて、雇用保険の積立金が財源となっている 育児休業時の給付金を拡充する方針で、給付金 を受給できる育休の期間を半年伸ばし、最長2 年とすることが検討されている。(7月26日)

#### ●「マタハラは懲戒事由」就業規則に明記

厚生労働省は、マタニティー・ハラスメント (妊娠や出産を理由とした職場における嫌が らせ)について、加害者が懲戒処分の対象とな ることを就業規則に明記することなど、企業が 取るべき具体策を盛り込んだ指針を決めた。企 業のマタハラ対策を義務化した改正男女雇用 機会均等法の施行に合わせ、2018年1月から 運用を開始する。(7月22日)

#### ●雇用保険料率 0.6%への引下げで調整

政府は、7月にまとめる経済対策に盛り込む 雇用保険料率引下げについて、下げ幅を 0.2 ポイントとし、現行の 0.8%から 0.6%とする方向 で調整に入った。引下げが実現すると、労使の 保険料負担はそれぞれ 4,000 円ずつ減る計算。 政府は今後、労働政策審議会の議論などを経て 来年の通常国会に改正案を提出する方針。(7月 22日)

#### ●バイト時給額が前年同月比 2.2%上昇

リクルートジョブズが 20 日にまとめた三大都市圏のアルバイト・パートの 6 月の募集時平均時給は 988 円と、前年同月比で 2.2%上昇した。2006 年の調査開始以来の最高額で、36 か月連続で前年同月比プラスとなっている。10月からの社会保険適用拡大を控え、主婦パートには労働時間を減らす動きもあることから、企業によっては補充のために時給引き上げやボーナス支給を検討するところもあるという。(7月 21 日)